

MonotaRO レンタルサービス約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、株式会社 MonotaRO（以下「当社」とします。）のユーザーに対する建設機器等の賃貸（以下「レンタル」とします。）及びこれに基づくサービス（以下、総称して「本サービス」とします。）に関して規約を定めるものです。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の意味は次の各号の通りです。

- ① 「ユーザー」とは、当社の顧客であり、当社「ご利用規約 事業者用」に基づきユーザー登録を行った本サービスの利用者を指します。
- ② 「ご利用規約 事業者用」とは、「<https://www.monotaro.com/main/rule/>」に掲載された、ユーザーに適用される当社の利用規約を指します。
- ③ 「レンタル料金」とは、レンタルされる商品（以下「レンタル商品」とします。）の賃料及びこれに付帯する料金を指し、具体的な内訳は第12条第項の通りとします。

第3条（本規約の範囲、適用関係）

1. 本規約はユーザーと当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。
2. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザーに通知する本サービスの利用に関する規定は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約に定めのない事項については、当社の「ご利用規約 事業者用」を適用し、本規約と抵触する事項については本規約を優先して適用するものとします。

第4条（本規約の変更）

当社は、ユーザーの承諾を得ることなく必要に応じて本規約を変更することができるものとします。本規約の変更は第7条に定める方法で変更の通知を行った段階で、通知の記載に従い、効力が生じるものとします。

第5条（本規約への同意）

本サービスを利用するには、本規約に同意する必要があります。

第6条（本サービスの再委託）

当社は、ユーザーに対して提供する本サービスの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」とします）に再委託することができるものとします。

第 7 条(当社からユーザーへの通知方法)

当社からユーザーに対する通知は、当社又は再委託先から、モノタロウサイト上、モバイルサイト上、FAX、E-mail、郵便など当社が適当と認める方法により行われるものとします。

第 8 条(本サービスの利用規約、本サービスの注文方法)

1. ユーザーは、当社におけるユーザー登録後、本サービスの注文が可能となるものとします。なお、本サービスの注文の際には、当社が発行したユーザーID およびパスワードの入力が必要となります。
2. ユーザーID およびパスワードを用いて行われた本サービスの注文については、当社はユーザーの有効な意思表示であるものとし、正当な注文とみなします。
3. ユーザーは、本サービスを注文するにあたって、当社所定の方法により、ユーザーの氏名、電話番号、住所、その他本サービスに必要な情報を当社に申し出るものとします。
4. ユーザーが注文した後、当社が注文を受け、受注処理を確定したときをもって、本サービス内容、レンタル料金を含む本サービスの利用契約(以下「利用契約」とします)が成立したものとします。受注処理確定後ただちに本サービスの提供準備を行いますので、ご注文後のキャンセルおよびご変更はできません。上記にかかわらず、所定の条件および手続により、ご注文のキャンセル又は一部変更ができる場合がございます。なお、ユーザー都合によりご注文をキャンセルする場合は、違約金としてレンタル料金相当額及び既には発生したレンタル商品の配送料等を申し受けます。
5. ユーザーは、前項の受注処理を確定したときをもって、当社との間で、利用契約が成立することをあらかじめ承諾します。
6. ユーザーは、注文時に以下の条件を満たすか確認し、注文時に以下の条件を満たしていることを保証します。
 - ① ユーザーが指定するレンタル商品の配送場所の道幅がレンタル商品を搬送できる幅であること
 - ② レンタル商品の使用に際し、免許等が必要な場合は、その免許等を保有していること
7. 当社は、ユーザーが前項の保証に違反したことにより、本サービスの提供ができず、キャンセルすることになった場合は、違約金としてレンタル料金相当額を申し受けるものとし、第 16 条に定める追加業務を再委託先に再委託して、追加業務にかかる料金等を再委託先に支払う必要が生じたとしても、ユーザーに対して一切責任を負わないものとします。

第 9 条(個人情報の取扱いの委託)

ユーザーが、ユーザー登録に際して登録し、又は、本サービスの利用に際して開示した、企業名、担当部署名、担当の方のお名前・ご住所・電話番号・FAX 番号・生年月日・メールアドレスなどの個人情報は、再委託先に対して、本サービスの提供に必要な範囲内で個人情報

の取扱いを依頼・委託いたします。なお、当社は、当社のプライバシーポリシー (<https://www.monotaro.com/main/prvplc/>) に従って、ユーザーの個人情報を取り扱うものとして扱います。

第 10 条（本サービスの範囲）

本サービスの範囲は、次の各号に定める内容とします。

- ① 商品のレンタル
- ② レンタル商品をユーザーの指定する場所に配送する場合、商品の設置
- ③ レンタル商品の引渡し時における、ユーザーへのレンタル商品の基本的な取扱いの説明
- ④ 前各号に定める業務に付随する作業

第 11 条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、引渡し日から返却日までとする。
2. レンタル期間は、レンタル期間の満了日の 1 日前の正午（午前 12 時）までに（満了日の 1 日前が土日祝日である場合は、その前の土日祝日以外の日までに）ユーザーから当社又は再委託先に対するレンタル商品の引取り依頼がなかった場合、満了日から満了日の属する月の末日まで（満了日が月の末日であれば、満了日から満了日の属する月の翌月の末日まで）自動で延長されるものとし、この場合、返却日までの延長料金を当社はユーザーに対して請求することができるものとします。
3. 前項の自動延長は、一度延長した後の延長期間の満了日においても同様とします（それ以降も同様とします。）。
4. レンタル期間の短縮は、認められないものとします。

第 12 条（レンタル料金）

1. ユーザーは当社に対し、当社の「ご利用規約 事業者用」に基づき合意した方法により、当社所定のレンタル料金の支払いを行うものとします。
2. 第 2 条第 3 号に定めるレンタル料金の内訳は以下の通りです。
 - ① 商品の賃料
 - ② （第 13 条に定める）基本料
 - ③ （第 14 条に定める）補償料
 - ④ その他当社とユーザー間で合意した付帯料（ユーザーの希望でレンタル商品に燃料を補充した場合の燃料代を含みます）
3. ユーザーは、レンタル期間中において、レンタル商品を使用しない期間又は使用できない期間（当社又は再委託先にのみ帰責性があり使用できない場合を除く。）であっても、レンタル料金を支払わなければならないものとします。

4. 第1項のレンタル料は、午前0時から午後12時までの間の8時間の稼働を前提と下料金です。ただし、その詳細は当社とユーザー間の個別契約において定めるものとします。
5. 前条第2項に基づきレンタル期間を延長することとなった場合、ユーザーは当社に対し、当該延長期間の開始日の時点で有効な料金体系に基づき、延長のレンタル料金の支払いを行うものとします。
6. ユーザーは、燃料タンクがあるレンタル商品については、燃料タンクを空にした状態で返却するものとします。ただし、第2項第4号でユーザーの希望により燃料タンクを満杯（満タン）でレンタル商品を出荷した場合、返却時に満タンの状態で返却するものとします。ユーザーが燃料を満タンの状態で返却できない場合は、満タン時と返却時のタンク燃料の差分の代金を当社に支払わなければなりません。

第13条（基本料）

ユーザーは、当社又は再委託先がユーザーにレンタル商品を引き渡すにあたって、現場において速やかにかつ安全にレンタル商品を使用できる状態にするために行う点検及びこれに付随する作業の費用として、別途定める基本料を当社に対して支払うものとします。

第14条（補償料）

1. ユーザーは、レンタル期間満了後のレンタル商品の返却にあたって、レンタル開始時の原状に復する義務を負い、レンタル期間中のレンタル商品の管理（破損、盗難等）については、ユーザーが全ての責任を負うものとします。
2. ユーザーは、レンタル期間中のレンタル商品について破損、盗難等が発生した場合に備える補償制度の適用を受けるため、当社に対して補償料を支払うものとします。ただし、当該制度においてあらかじめ補償対象外と規定している事由に該当する場合、ユーザーによる補償料が支払われていたとしても、当該制度の適用はないものとします。
3. 前項の補償制度が適用される場合、ユーザーは当社が別途ユーザーに提示する所定の自己負担金を当社に対して支払わなければならないものとします。
4. ユーザーが第8条第6項第2号に違反した結果、レンタル商品の破損、盗難等が発生した場合、ユーザーの帰責性にかかわらず、本条第2項の補償制度の適用はないものとします。

第15条（レンタル商品の引渡し）

1. レンタル商品の配送及び引渡しについては、当社の「ご利用規約 事業者用」に準ずるものとします。

2. レンタル商品の配送費については、当社の「ご利用規約 事業者用」の規定にかかわらず、全てユーザーの負担とし、最初のレンタル料金の支払い時に一括して当社に支払うものとします。
3. 当社又は再委託先とユーザーが、レンタル商品の引渡し日を合意し、当社又は再委託先が当該引渡し日にレンタル商品を配送する際、ユーザーが不在の場合、当社又は再委託先がユーザーと連絡を取ることができたとしても、レンタル商品の引渡し場所で待機せず、不在として扱うものとします。この場合、当社は利用契約を解除できるものとし、ユーザーは当社に生じた損害を賠償するものとします。
4. 当社又は再委託先は、レンタル商品をユーザーが指定する場所に配送する場合において、当該場所がユーザーの私有地であるときは、その立ち入りに際してユーザーの指示に従うものとします。
5. レンタル商品の搬出入・配送・積み降ろしなどに伴う事故は、ユーザーが自ら行った場合又はユーザーが当社又は再委託先以外に依頼した場合はユーザーの責任とし、当社又は再委託先が行った場合は当社又は再委託先の責任とします。
6. 当社は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、争議行為、第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他当社の責に帰さない事由により、レンタル商品の引渡しが遅滞、又は引渡しが不能となった場合、その責を負わないものとします。

第 16 条（本サービスの範囲外の業務の取扱い）

1. ユーザーは、当社に対し、本サービスの範囲外の業務を再委託することはできないものとします。
2. ユーザーは、再委託先に対し、本サービスの範囲外の業務の委託を申し込むことができます。ただし、再委託先が、ユーザーの申し込みを承諾したことにより成立した契約については、当社は何ら権利義務を負わず、また、当社はかかる契約に関してユーザーに生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

第 17 条（契約不適合等）

1. 当社はユーザーに対し、レンタル商品の引渡し時においてレンタル商品が仕様通りの性能を備えていることのみを担保し、ユーザーの使用目的への適合性については担保しません。
2. ユーザーがレンタル商品の引渡しを受けた後その内容等につき直ちに検査するものとします。万が一レンタル商品の品質について契約不適合がある場合、直ちにユーザーは当社又は再委託先に連絡するものとします。
3. ユーザーが当社又は再委託先に対して、前項の連絡をしなかった場合、レンタル商品は契約内容に適合した状態で引き渡されたものとみなします。

4. 当社は、当該不適合によりユーザーに生じた相当因果関係のある損害についてのみ、不適合が存在するレンタル商品につき注文があったレンタル期間に応じたレンタル料金を上限として賠償責任を負うものとします。また、本条記載の事項によるユーザー側の業務上の利益損失その他間接損害及び特別損害などに関しても、当社は請け負いかねます。
5. ユーザーが注文したレンタル商品が、「ご注文内容確認書」に記載された納入先に配送されたにもかかわらず、ユーザーの都合により当該商品の受領に応じない場合には、違約金として当該注文時点におけるレンタル料金相当額を申し受けます。

第 18 条（レンタル商品の使用保管）

1. ユーザーは、レンタル商品を善良な管理者の注意をもって使用、保管します。また、レンタル商品の使用、保管、点検、校正その他運用に要する諸費用はユーザーの負担とします（レンタル商品に必要な燃料代も含みます）。
2. ユーザーは、レンタル商品の使用前には、必ず取扱説明書を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければなりません。
3. ユーザーは、事前に当社の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
 - ① レンタル商品に新たに装置・部品・附属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと。
 - ② レンタル商品を第三者に譲渡・転貸し、又は改造・性能や機能の変更若しくは修理すること。
 - ③ レンタル商品を利用契約に定められた用法・用途及び本来の用法・用途以外に使用すること
 - ④ レンタル商品の賃借権を第三者に譲渡し、又は転貸すること。
 - ⑤ レンタル商品に貼付された所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、又は汚損すること。
 - ⑥ レンタル商品について質権及び譲渡担保権、その他既存の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
 - ⑦ レンタル商品を取扱説明書等でメーカーが定める注意事項を守らずに使用すること
 - ⑧ レンタル商品を取扱説明書等でメーカーが定める能力範囲、仕様環境、使用時間を守らずに使用すること
 - ⑨ レンタル商品を日本国外で使用すること。
4. ユーザーがレンタル商品の引渡しを受けてから返還するまでの間に、レンタル商品自体又はその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、ユーザーがこれを賠償するものとし、当社にも損害を与えた場合、これを賠償しなければならない

ものとしします。

5. ユーザーは、レンタル商品について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないよう保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを当社に通知し、かつ、速やかにその事態を解消させるものとしします。
6. 当社又は再委託先は、あらかじめユーザーに通知し、レンタル商品の使用場所において、その使用方法及び保管状況を検査することができるものとしします。この場合、ユーザーは、積極的に検査に協力しなければならないものとしします。

第 19 条（通知義務）

1. ユーザーは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を当社に速やかに連絡すると同時に書面でも通知するものとしします。
 - (1) レンタル期間中のレンタル商品について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) レンタル期間中のレンタル商品につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき
2. 第三者がレンタル商品の所有権を侵害するおそれがあるときは、ユーザーは自己の責任と負担でその侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で当社又は再委託先に通知するものとしします。

第 20 条（環境汚染物質下での使用禁止）

1. ユーザーは、放射性物質、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の環境下でレンタル商品を使用しないものとしします。ただし、人命にかかわる等の緊急事態においては、当社又は再委託先とユーザーで協議のうえ合意した場合はこの限りではありません。
2. レンタル商品に汚染が生じた場合、ユーザーは当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、当社又は再委託先がユーザーに代わって行うことにより費用が発生した場合は、ユーザーがこれを負担するものとしします。
3. 汚染されたレンタル商品が返却された結果、当社、再委託先又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、ユーザーが一切の責任を負わなければならないものとしします。

第 21 条（レンタル商品の滅失・毀損）

1. ユーザーの責めに帰すべき事由によらず、レンタル商品が滅失（修理不能、所有権の侵害を含みます。以下同じ）した場合、ユーザーはその旨を直ちに当社に通知し、レ

レンタル契約は当然に終了するものとします。

2. ユーザーの責めに帰すべき事由によらず、レンタル商品が毀損（所有権の制限を含みます。以下同じ）した場合は、ユーザーはその旨を直ちに当社に通知し、当社はレンタル契約の全部又は一部を解除することができます。なお、本項に基づきレンタル契約が解除されない限り、ユーザーは当社に対しレンタル契約に基づくレンタル料金等の支払義務を免れないものとします。
3. ユーザーの責めに帰すべき事由によらず、レンタル商品が滅失又は毀損した場合、第14条所定の補償制度の適用がない限り、ユーザーはその損害について、相当因果関係の範囲内での損害賠償責任を負うものとし、レンタル商品の修理又は再調達に時間を要する場合、休業損害に相当した補償金を当社に支払うものとします。また、この場合、当社は催告をすることなく通知のみによりレンタル契約を解除できるものとします。

第22条（解除）

ユーザーが次の各号の一に該当した場合には、当社は催告をせず通知のみによりレンタル契約を解除できるものとします、この場合、ユーザーは当然に期限の利益を失い、当社に対し、未払いのレンタル料金その他金銭債務全額を直ちに支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- ① レンタル料金の支払いその他債務の履行を一回でも遅滞したとき。
- ② 支払を停止、又は手形・小切手を不渡りにしたとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続、その他これに類する手続の申立てがあったとき。
- ④ 事業を休廃止、解散したとき、又はその信用を喪失したとき。
- ⑤ レンタル商品について必要な保守・管理を行わなかったとき、又は法令その他で定められた使用方法に違反したとき
- ⑥ レンタル商品の利用に際し、不正な行為（違法行為、又は公序良俗に違反する行為等）があったとき
- ⑦ その他本約款及びレンタル契約の各条項の一に違反したとき。

第23条（中途解約）

1. レンタル期間中における中途解約は認められないものとします。ただし、ユーザーが特別の事由を申し入れ、当社が相当と認めた場合はこの限りではありません。
2. 前項ただし書きの規定により、レンタル商品がユーザーから返還された場合、ユーザーは当社に対し、利用契約で定めたレンタル期間満了日までの未払いのレンタル料金その他金銭債務全額を直ちに支払うものとします。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約に基づく義務の履行拒絶又は何らの催告を要せずに利用契約の解除をすることができる。これにより、ユーザーに損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わず、他方、当社に損害が生じた場合、ユーザーはその損害を賠償しなければならないものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人、あるいはこれらに該当しなくなってから 5 年を経過しない団体または個人（以下、「反社会勢力等」という）であると認められるとき
 - ② 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 反社会的勢力等を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥ 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき
 - ⑦ 乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき
 - ⑧ その他前各号に準ずる行為があったとき

第 25 条（レンタル商品の返還）

1. レンタル契約がレンタル期間の満了により終了したとき、又は本約款の規定によってレンタル契約が解除されたときは、ユーザーはレンタル商品を当社の指定する場所へユーザーの負担で直ちに返還するものとします。
2. レンタル商品の返還に際しては、ユーザーと当社又は再委託先の双方が立ち会うものとします。ただし、ユーザーが立ち会うことができない場合、当社又は再委託先の検査結果に異議を申し立てることはできないものとします。
3. 第 1 項の場合において、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、ユーザーが、レンタル商品を返還せず（滅失を含む。）、又は毀損したレンタル商品を返還したときは、ユーザーは、その損害について、相当因果関係の範囲内での損害賠償責任を負うものとし、当社の選択に従って、当社に対して代替商品の購入代価を支払うか、レンタル商品の復元又は修理に要する費用等を支払うものとします。
4. 前項の代替商品の購入、レンタル商品の復元又は修理に時間を要する場合、ユーザーは休業損害に相応した補償金を当社に支払うものとします。

5. レンタル商品に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、ユーザーはそのデータを消去して当社に返還するものとし、返還後のレンタル商品にデータが残存する場合、残存するデータの消去又は漏洩等に起因してユーザーその他第三者に生じた損害に関し、当社は一切責任を負わないものとします。
6. ユーザーが当社にレンタル商品の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、期限の翌日から返還完了日までにつき、ユーザーは当社にその日数分のレンタル料金に相当する遅延損害金を支払うものとします。

第 26 条（費用及び消費税等の負担）

1. 本約款に基づくユーザーの債務履行に関する一切の費用は、ユーザーが負担するものとします。
2. ユーザーは、レンタル期間の時点における税法所定の税率による消費税額をレンタル料金に加算して支払うものとします。

第 27 条（支払遅延損害金）

ユーザーがレンタル料金その他本約款に基づく金銭の支払いを怠った場合、ユーザーは、支払うべき金額に対し、支払期日の翌日からその完済に至るまで、民法所定の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 28 条（秘密の保持）

当社及びユーザーは、利用契約の締結及び履行に伴い知り得た一切の情報を、利用契約の終了後も第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

第 29 条（裁判管轄）

本約款に関し裁判上の紛争が生じたとき、訴訟は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条（協議）

ご利用規約 事業者用、本約款及び利用契約に定めのない事項および本規約の各条項の解釈について疑義が生じた事項について、ユーザーと当社は誠意を持って協議し解決するものとします。

以上